令和4年第1回(3月)大磯町議会定例会

議 案 第 5 号 説 明 資 料

令和4年2月14日

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

										. 7	督		米	斗	_											
										_			•	'												
改正概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
改正内容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
新旧対照表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
参考 •••	•	•	•			•		•	•					•		•				•	•	•	•	•		$3 \sim 4$

学校教育課

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に基づき、学校運営協議会を設置するに当たり、学校運営協議会委員の身分が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職に該当することから、その報酬を規定するため条例の改正を行うものです。

2 改正内容

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表に学校運営協議会委員の項を追加し、報酬の額を規定します。

区分	報酬の額
学校運営協議会委員	年額 12,000円

3 施行日

令和4年4月1日とします。

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

第1条~第5条 省略

第1条~第5条 省略

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

区分	報酬の額	費用弁償の額			
教育委員会委員	省略	省略			
₹	}	}			
選挙立会人	省略	省略			
学校運営協議会委員	年額 12,000円	同上			
文化財専門委員	省略	省略			
\	}	}			
名誉町民選考委員会委員	省略	省略			

改正案

別表(第2条、第4条関係)

- Old = 5144 Sld = 5145 db19					
区分	報酬の額	費用弁償の額			
教育委員会委員	省略	省略			
₹	?	}			
選挙立会人	省略	省略			
文化財専門委員	省略	省略			
?	}	>			
名誉町民選考委員会委員	省略	省略			

現行

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋

第四節 学校運営協議会

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して 協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校 協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現

に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

〇地方公務員法(昭和25年法律第261号)抜粋

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により 設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で 臨時又は非常勤のもの
- 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)
- 三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、 投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総 務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指 定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員